

# EPOにおける審査官研修（仮訳）

特許審査第一部アミューズメント 大山 栄成

EPOにおける審査官の研修は二種類に分けることができます。一つ目は、サーチや審査といった、特許に直接関係するスキルの向上を目的とする研修で、二つ目は、ブラインドタイピングやプレゼンテーションの能力、コンピュータソフトウェア、言語、マネージメントの研修などの、いわゆるソフトスキル向けの研修です。本稿においては、特許出願に関する、サーチや審査に要される能力の向上を目的とする研修について紹介します。

## 1. 初期研修

新人の審査官がEPOに入庁したとき、大抵の場合、特許付与の過程に含まれる手続について何の知識もありません。したがって、審査に関連するさまざまな業務を遂行するために求められる水準まで、彼らの能力を向上させる必要があります。これは、秩序に従った手法で、一定の期間内に達成されなければなりません。

新人審査官のための研修は、サーチと審査とを統合した研修で、座学研修とOJTという二つの要素から成ります。どちらの要素も等しく重要で、どちらの手法も、新人に効果的な研修プログラムを提供するのに役立ちます。最初の二年間における研修の全体としての目的、また、最初の二年間に含まれる各教育レベルにおける研修の目的については、後ほど説明します。新人審査官の研修の品質を確保するため、さまざまな工夫がなされています。

EPOは以下の二つのステップに沿って、審査官の初期研修を計画しています。

a) まず、新人審査官が特定の業務を行うために必要とするスキルを同定します。そして、

b) (a) の目的を達成するための研修を計画します。

### 1. 1. 初期研修における座学研修

初期研修の座学は、審査官としての業務を遂行するための一般的な知識と能力を備えた講師によって行われます。1人の講師が同時に12人まで教えることができるので、教室での座学研修は、個別指導と比較して、指導時間という観点からより効率的です。さらには、全ての新人審査官に対する共通の基礎的な研修プログラムが一括して管理されることによって、クラスター（技術分野に対応します）や場所を越えて特許付与の実務を調和させることができます。しかしながら、実際の案件に対して効率的に業務を行えるように研修生を指導するには個別のサポートを必要とするため、座学研修のみでは不十分です。そのうえ、教室では、新人審査官は異なる技術分野やクラスター（クラスターは、幾分広い技術分野に属する250~300人の審査官の集合です）から寄せ集められることがあります。ひとつのクラスターや技術分野に属する新人の人数が、そのクラスターや技術分野のために用意されたクラスに合致しない場合に、このようなことが起こります。したがって、教室では、特定の技術分野の案件についての具体的な問題に対応するための技術的知見や柔軟性を養うだけの十分な時間があるとは限りません。そこで、研修コースを、クラスターに特有なニーズ（後記1.3を参照ください）に可能な限り適合させる一方で、OJT（業務中の指導を含む）は不可欠であり、また、最も重要であると考えられるのです。

審査官向けの初期研修における座学研修はAからGと名づけられた7つの教育課程から構成されます。座学研

修のコンセプトは複雑な業務を学習させるための教習手法である“ホールタスクアプローチ”に従っています。つまり、新人審査官は、入庁した最初の一週間で既に、非常に簡略化された状態ではありますが、サーチと審

査を全て行うのです。その後、研修の進行に同調して、サーチと審査の複雑さが増して行きます。

それぞれのコースの時期を図1aと図1bに示します。

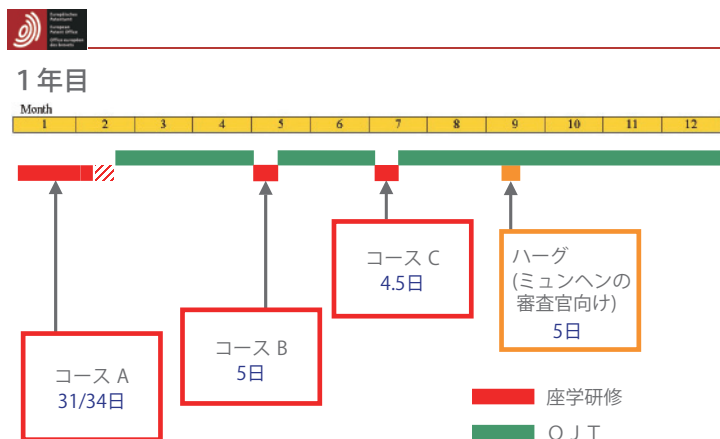


図1a. 1年目の研修プログラム

コースA：サーチと実体審査の基礎  
 コースB：PCT，発明の単一性，複雑な出願  
 コースC：より高度な特許審査とサーチ

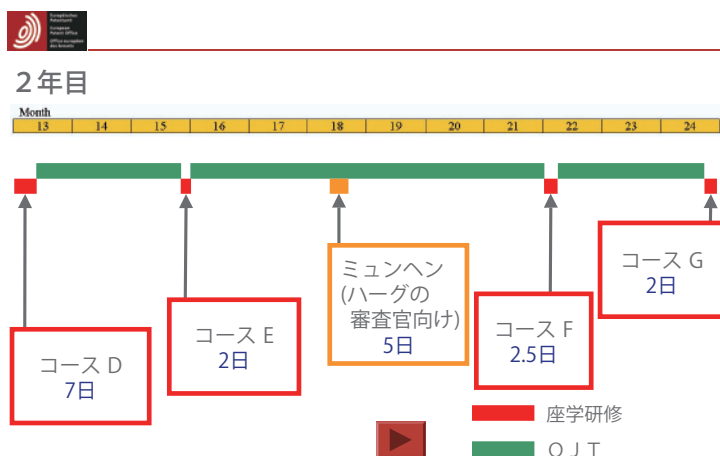


図1b. 2年目の研修プログラム

コースD：代理人からの応答の処理  
 コースE：知的財産の多様な側面  
 コースF：拒絶査定とさらなる手続  
 コースG：戦略的・効率的な審査

## 1.2. OJT

新人審査官が担当する実際の案件について、サーチ戦略(分類やデータベースなど)や審査実務の観点から、指導審査官が技術分野に特有の指導を行うという点で、OJTは座学研修を補います。教室で学んだことを研修生が自分自身の案件で実践する十分な機会を研修生に与えるために、OJTは座学研修の間に設けられます。OJTを担当する指導審査官は、研修生が困難に出会ったとき、その場その場で研修生をサポートするために、タイミングの良い情報を与えます。それによって、指導審査官は、研修生の業務がファーストアクションの

段階からEPCに一致し、かつ、高い品質を有することを保証します。最終的に、指導審査官は、サーチレポートや出願人とのやり取りを再吟味し、研修生にフィードバックします。

新人審査官が、最初からサーチや審査を行う出願(たとえ、癖のない単純な出願であるとしても)の全ての要素を処理する事を想定して教育されることを考えると、実際の出願においては、特別な問題が何もない出願は稀であり、そのような案件を前もって見つけておくことは事実上不可能ですから、研修の構想において、指導審査官が非常に重要な役割を担うことは明らかで

す。研修生は当初から、教室で習った情報に基づくEPCに従って処理できないような問題に遭遇します。それゆえ、指導審査官は、研修生がそのような問題を乗り越えることができるように定期的にサポートしなくてはいけないのです。

### 1.3. 特別な研修の必要性

欧州特許条約（EPC）は全ての技術分野に同様に適用されますし、また、異なる技術分野を横断してサーチと審査の手続を確実に調和させるために研修が行われるべきなのですが、技術分野の相違はどうしても、異なる研修の必要性を生じます。ソフトウェア発明や医療行為がその例です。

法律的、手続的な内容については、研修用教材は、全ての新人審査官に共通です。しかしながら、最初のコースAで扱われる出願の事例ですら、既に、技術分野（電気／物理、機械、化学）によって異なります。さらに、全てのコースの教材には演習問題の選択肢が設けられ、講師が研修生の技術分野に最適な演習問題を選択します。それでも、全ての新人審査官に共通の基礎となる研修をしっかりと受けさせることが基礎的な新人研修の目的ですので、技術分野に固有のテーマを扱うことはあまりありません。

### 1.4. 研修の目的

研修の総合的な目的は、新人審査官が自身の案件について、できるだけ早く、かつ質の良い業務を行えるようにすることです。しかし、サーチ、審査、そして異議申立ての手続の全てに関して、審査官が十分に指導を受けたと考えられるまでに数年間の経験が必要であることは共通の認識です。そこで、研修の目的は、二年間の基礎的な研修の期間に達成可能な水準と、その後の水準とに分ける必要があります。基礎的な研修の範囲を越える研修の目的としては、例えば、異議部

の主任審査官<sup>1)</sup>の業務に関するものや、審査における議長 (chairperson)<sup>2)</sup>の職務に関するものが挙げられます。

研修プログラムを完了した後に研修生が達すべき水準についての主な目標は、以下の通りです。

- －指導時間を節約するため、できる限り早く、独立して自らの案件を処理できるようになること
- －二年後にはサーチと審査について十分に研修を受けていること（上記のような例外もあります）
- －EPC、PCT、審査基準にそれぞれ十分に従って業務を行うことができるようになること
- －冗長あるいは無駄な手続を避けることにより研修生が最短ルートを選択し、効率的に業務を行うこと

各コースの修了後、研修生はより高い知識水準に達し、より複雑なサーチと審査の業務を遂行することができるようになります。各コースの後で、そのような業務を実際に行う機会を提供することによって、学んだ知識について確認することがOJTの目的です。

座学研修は前述した“ホールタスクアプローチ”に従いますので、必然的に、ある話題が別のコースにおいて何度も繰り返されます。けれども、繰り返される度に、細部がより高度でより複雑なレベルで解説されるのです。

## 2. より高度な研修

新人審査官向けの初期研修に加えて、研修部 (Directorate Learning and Development) では、より経験のある審査官に対して、技術や能力を高め、より高度な任務を遂行することができるように、幾つかのコースを提供します。

大まかなりストは以下のようなものです。

### a) 審査部の業務 — 議長の役割

審査部における議長の業務に関する知識を習得します。

- 1) (訳者注) 異議部は通常、異議の最終決定時まで、口頭審理の処理を除き、異議審査をその構成員の1人に委任する。通常、特許の付与手続で対応する出願を取り扱った審査官が任命され、その者は主任審査官と称される。
- 2) (訳者注) 審査便覧又は法理によって解決しない難解な法律的問題が生じた場合に、1名の法規審査官の参加又は助言が要求される。審査部が1名の法規審査官の追加によって拡大された場合、審査部は4名の審査官で構成され、この場合に可否同数であれば、議長が決定する。

#### b) 異議申立て

参加者はコースの終了時には異議申立ての手続を完全に理解していなくてはなりません。より詳しく言えば、異議申立ての手続における主任審査官の業務を遂行できるようにはなりません。

#### c) 異議手続きの口頭手続における議長となるために

経験のある審査官に異議手続の口頭手続における議長となるための心構えをさせます。すなわち、口頭手続において議長となることの責務を指導し、また、他の議長や手続的な事柄に関する現行のEPOの政策と同調しながらさまざまな業務を遂行する方法を指導します。

#### d) 部下への指導

指導審査官の役割を教えます。

研修生の反応の仕方や感情の表現方法を、指導審査官が見極め、問題を解決するために適切な方策を教えることができるようにします。

#### e) 専門研修の紹介

このコースは、審査官に、研修部から提供されるコースを紹介するために用意されています。

#### f) 専門性向上プラン

このプランでは、時代に即した業務を行うための研修コースを提供します。

これらのコースは、知識をリフレッシュしたり、特定の分野において新たに発展している技術を学んだりする機会に触れたい審査官に対して、サーチと実体審査に関する問題を扱った研修を提供することを目的としています。

#### g) 外部データベース研修

STNやINSPEC、またその他の特別な外部データベースの利用方法を指導します。

#### h) 分類研修

新たな分類審査官の研修は座学研修とOJTから成ります。OJTは技術分野ごとに行われ、経験のある分類審査官の監督の下、250件の文献を分類する作業を含みます。

さらに、これらの他にも、特許付与の品質を維持するために非常に重要な研修を提供する、以下の二つのケースがあります。

—例えばEPC2000<sup>3)</sup>の場合のように、新たな運用や手続が施行される場合があります。このような場合には、研修を準備し、全ての審査官に対して提供します。

—品質チェックにおいて欠陥の可能性が認められれば、それらを取り除き、特許付与の品質を改善するために、的を絞った高度な研修を準備します。

### 3. おわりに

以上の要約はEPOにおける審査官の研修を短くまとめたものです。研修の目的は、要求される品質の水準を保ちながら業務を遂行するために審査官が必要とする能力の向上や更新をサポートすることにあります。このような目的を達成するため、研修部においては、EPOの内部向けに用意された多くのコースを提供しています。また必要に応じて、これらのコースは外部にも提供されます。

私たちは常に、研修を改善する新たな手法を模索し、目下、昔ながらの座学研修と併せてeラーニングを提供する可能性を検討しています。また、審査官研修の評価のための、より包括的な評価制度の開発を検討しています。これらは非常に興味深いプロジェクトで、これまでのところ、有望な結果が得られています。

#### profile

大山 栄成 (おおやま よしなり)

平成15年4月 特許庁入庁 (アミューズメント (電子ゲーム) 配属)

平成19年4月 審査官昇任

3) (訳者注) 2000年11月にミュンヘンで開かれた改正会議で改正された改正欧州特許条約。2007年12月13日までに発効する。